

## 令和7年度新潟市住民税非課税世帯支援給付金事務実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響が特に大きい住民税非課税世帯の生活を支援するため、次に定める2つの給付金を合わせた令和7年度新潟市住民税非課税世帯支援給付金事業（以下、「本給付金」という。）に関し、必要な事項を定める。

- (1) 住民税非課税世帯灯油購入費等給付金（以下、「灯油購入費等給付金」という。）
- (2) 住民税非課税世帯水道料金給付金（以下、「水道料金給付金」という。）

### (定義及び支給額)

第2条 本給付金は、前条の目的を達するために、新潟市によって贈与される給付金をいう。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、灯油購入費等給付金 1世帯あたり5千円、水道料金給付金 1世帯あたり3千円 を合わせた8千円とする。

### (支給対象者)

第3条 本給付金の支給対象者は、令和8年1月1日（以下、「基準日」という。）において、新潟市の住民基本台帳に記録されている者であって、基準日において新潟市に住民登録があり、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和7年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者のみで構成される世帯の世帯主とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年度分の市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって令和7年度分の市町村民税が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

### (受給権者)

第4条 本給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者。（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者。））なお、単身世帯の場合で、申請や支給の申込みを行うことなく死亡した場合は、世帯消滅のため支給要件を満たさないものとする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方式)

第5条 本給付金の支給を受けようとする者は、別紙様式第1号の確認書（以下、「確認書」という。）、第2号の申請書（以下、「申請書」という。）を新潟市に提出する。

2 確認書及び申請書（以下、「確認書等」という。）の提出は郵送またはオンラインにより行い、支給は次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第2号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、その他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式 新潟市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 新潟市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、本給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

第5条の2 新潟市は、前条の規定に関わらず、支給対象と確認できる世帯として新潟市長が別に定めるものに対し、本給付金の支給の申込みを行う。

2 前項の規定により、支給対象と確認できる世帯は以下のいずれかに該当し、第3条各項に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯とする。

(1) 「令和5年度物価高騰等対策給付金」、「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金」、「令和6年度物価高騰等対策給付金」、「令和6年度住民税非課税世帯支援給付金」の対象として支給した世帯

「令和7年度新潟市定額減税補足給付金（不足額給付）」の対象として支給した人が世帯主の世帯

(2) 公金受取口座を登録しており、登録されている口座情報に不備がない世帯

3 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、別紙様式第3号の届出書による登録口座の変更又は別紙様式第4号の届出書による受給の辞退（以下、「届出書等」という。）を申し出ることができる。

4 新潟市長は、令和8年2月27日（必着）までに、前項の届出書等の申し出希望がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、本給付金を支給する。

(代理による申請)

第6条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書等の提出を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で新潟市長が特に認める者

2 代理人が本給付金の確認書等の提出をするときは、確認書等の委任欄を記載する。また、この場合、新潟市は、公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、代理人が当

該代理人本人であることを確認する。

- 3 新潟市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、新潟市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。
- 4 第1項から第3項の規定に関わらず、オンラインによる代理申請は認めない。

(申請期限)

第7条 本給付金の申請受付開始日は、令和8年2月13日とする。

- 2 本給付金の支給に関する確認書等及び届出書等の提出期限は、令和8年5月29日(消印有効)とする。

(支給の決定)

第8条 新潟市長は、確認書等及び別紙様式第3号の届出書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し本給付金を支給する。

(本給付金の支給等に関する周知等)

第9条 新潟市長は本給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 新潟市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第7条第2項の提出期限までに、確認書等及び届出書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 新潟市長が確認書等及び別紙様式第3号の届出書を受理した後、又は、支給決定を行った後、確認書等及び別紙様式第3号の届出書の不備による振込不能等があり、新潟市が確認等に努めたにもかかわらず令和8年6月15日(必着)までに不備の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられ辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 新潟市長は、偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った本給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、新潟市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月13日から施行する。

## 別記（第4条関係）

### 1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下、「申出者」という。）については、基準日時点で申出者の住民票が新潟市に所在しない場合にも、当該申出者の本給付金については、新潟市から支給する。

① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において新潟市に住民票を移していない者

② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

② 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性自立支援事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 女性自立支援施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨

を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

## 2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満１８歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満２２歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び（６）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、新潟市における申請・受給権者とする。

- （１）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第６条の４に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第６条に規定する保護者をいう。（２）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- （２）児童福祉法第２７条第１項第３号の規定により入所措置が採られて同法第４２条に規定する障害児入所施設（以下、「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第２７条第２項の規定により同法第６条の２の２第３項に規定する指定発達支援医療機関（以下、「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第２７条第１項第３号若しくは第２７条の２第１項の規定により入所措置が採られて同法第３７条に規定する乳児院、同法第４１条に規定する児童養護施設、同法第４３条の２に規定する児童心理治療施設若しくは同法第４４条に規定する児童自立支援施設（以下、「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、２月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- （３）身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１８条第２項若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７３号）第１６条第１項第２号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。）第５条第１１項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成１４年法律第１６７号）第１１条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（２月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- （４）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３０条第１項ただし書の規定により同法

第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下、「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

### 3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下、「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、新潟市の住民基本台帳に記録されている者については、新潟市における申請・受給権者とする。ただし、新潟市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から本給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

### 4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であつて、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、新潟市において住民基本台帳に記録されたときは、新潟市における支給対象者・受給権者とする。

## 5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると新潟市に申し出た者について、法務局において無戸籍者として把握していることを新潟市長が相当と認めるときは、新潟市における支給対象者・受給権者とする。